

すがも総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

(1) 次の各取引は、総合口座として利用すること(以下「この取引」といいます。)ができます。

①普通預金(利息を付さない旨の約定のある決済用普通預金を含みます。以下同様です。)

②期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金および変動金利定期預金(以下これらを「定期預金」といいます。)

③定期預金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号及び第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

(1) 普通預金は、当店(口座を開設したお店。以下同様です。)のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れ、または払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。)ができます。

また、当店以外での払戻しは、1口座につき1日現金支払額500万円(ただし、他口座への振替支払いあるいは振込資金等の払戻しは除きます。)を限度とし、あらかじめ、当店にお届けされた印鑑届の印影と押印された印影との照合手続が可能な取引口座に限ります。

(2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)および変動金利定期預金の預入れは一口10,000円以上(ただし、中間利息定期預金の預入れの場合を除きます。)、自由金利型定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、定期預金の新規預入れは、当金庫本支店のどこの店舗でも取扱います。ただし、定期預金の解約または書替継続は、当金庫が認めた場合を除き、当店のみのお取扱とさせていただきます。

3. (定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に自動的に継続します。

(2) 2回目以降継続された預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)の前営業日までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)の前営業日までにその旨を当店に申出てください。

4. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金の払戻し、または定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章(または暗証)により記名押印(暗証入力)して、通帳とともに提出してください。

(2) 前項の払戻し、解約または書替継続の手続に加え、当該預金の払戻しを受けることまたは定期預金を解約もしくは書替継続することについて正当な権限を有すること等を確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いませんのでご了承ください。

(3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。

(4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻しができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

5. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金(ただし、利息を付さない旨の約定のある決済用普通預金を除きます。)の利息は、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項(1)による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、この取引の定期預金の合計額の90%(円未満は切捨てます。)または200万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金か数口ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。
- (3) ①貸越金の担保となっている定期預金について解約または仮差押、保全差押もしくは差押の命令(以下、差押等といいます。)があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または差押等にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
②前号の場合、貸越金が増極度額を超えることとなるときは、直ちに新極度額を超える金額を支払ってください。

8. (貸越金利息等)

- (1) ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合

その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率

B 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金(M型)ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

D 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合

その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

②前号の組入れにより極度額を超える場合には、当金庫からの請求があり次第直ちに極度額を超える金額を支払ってください。

③この取引の定期預金の全額の解約により定期預金の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

(2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。

(3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%(年365日の日割計算)とします。

9. (即時支払)

(1) 次の各号の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。

①支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき

②相続の開始があったとき

③第8条第1項第2号により極度額を超えたまま6か月を経過したとき

④住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき

⑤定期預金について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき

(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

①当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき

②その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

10. (解約等)

(1) 普通預金口座を解約する場合には通帳(カードを利用されている場合は通帳およびカード)を提出のうえ、当店に申出てください。なお、当金庫が認めた場合は、当店以外の当金庫本支店でも解約ができます。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書または通帳を発行します。

(2) 共通取引規定に基づき普通預金口座が解約された場合も、第1項と同様とします。

(3) 共通取引規定に基づき普通預金取引が停止された場合は、当金庫は貸越を停止するものとします。

(4) 第9条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

(5) 前項のほか、次の各号の一つでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はいつでも取引を停止し、または預金者に通知することにより取引を解約できるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

ア. 暴力団

イ. 暴力団員

ウ. 暴力団準構成員

エ. 暴力団関係企業

オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

カ. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

ア. 暴力的な要求行為

イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

オ. その他前各号に準ずる行為

(6) 前項に基づく解約をした場合において第11条の差引計算等によりなお普通預金の残高がある場合には、通帳およびカードを利用されている場合は通帳およびカードを提出のうえ、当店に申出てください。この場合当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

11. (差引計算等)

(1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことかできるものとします。

①この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。

相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻して貸越元利金等の弁済にあてることのできるものとします。

②前号①により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

(2) 第1項により差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したもものとして、相殺することができます。なお、この預金が第7条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

また、普通預金も同様に相殺することができるものとします。

(2) 第1項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとします。通帳は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通知と同時に当金庫に提出してください。ただし、相殺により貸越金が第7条第3項による新極度額を超えることとなるときは、新極度額を超える金額を優先して貸越金に充当することとします。

②複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には、充当の順序方法を指定してください。

③第2号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④第2号による指定により債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①普通預金および定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については、当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上